

国民年金事務に係る特定個人情報保護評価書の概要

表紙 保護の宣言	
◎記載の視点 Ⅰ～Ⅵの記載の結果、評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える恐れのあるリスクを認識し、想定されるリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言	
Ⅰ 基本情報	
◎記載の視点 評価対象の事務の全体像を把握するために、評価対象となる事務の内容及び当該事務の流れについて具体的に記載	
主な記載項目	概要
事務の名称(内容)	国民年金における、資格適用事務及び給付事務
システムの名称	国民年金システム
取扱うファイル名	国民年金事務情報ファイル
ファイルを取扱う理由	番号制度の導入後は、基礎年金番号で受け付けていた届出等について、個人番号でも受け付けることを基本とするため。
情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない
利用上の根拠法令	番号法第9条第1項 別表第一 第46の項
担当部署	福祉局生活福祉部保険年金課
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	
◎記載の視点 評価対象の事務において取扱う特定個人情報ファイルの内容と、その取扱いプロセスについて具体的に記載	
主な記載項目	概要
ファイルの内容	国民年金事務で取扱う、住民基本台帳情報、地方税関係情報、年金関係情報
取扱いのプロセス	
特定個人情報の入手	・本人及び本人の代理人 ・本市の他の部署からの庁内情報連携 ・日本年金機構
特定個人情報の使用	国民年金における、資格適用事務及び給付事務
ファイル取扱いの委託	国民年金システムの保守・運用業務について委託等
特定個人情報の提供・移転	番号法の規定に基づき、国民年金事務情報ファイルについて提供を実施(提供：1件 移転：2件)
特定個人情報の保管・消去	・特定個人情報は施錠管理、入退出管理を行っている部屋に保存(本市の住民基本台帳から削除された者については、削除後5年間保存) ・保存期間の経過した情報はシステムより消去
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	
◎記載の視点 評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について、Ⅱの記載を踏まえ、評価書に例示されている各リスクに法令上、システム上及び運用上どのように対応しているかを具体的に確認することで、十分なリスク対策が実施されているかを評価	

主な記載項目		概要
特定個人情報の入手 (目的外の入手、不適切な方法の入手、不正確な情報の入手、入手の際の情報漏えい・紛失等のリスク)		・情報の入手は本人から行うことを原則とし、年金手帳又は年金証書及び個人番号カード等で本人確認を行い、個人情報の正確性を確保する ・情報セキュリティポリシーの周知を職員に行い、情報漏えい等への対策を実施
特定個人情報の使用 (目的を越えた紐付け、権限のない者の不正使用、事務外の使用、情報の不正な複製等のリスク)		・システムを取扱う職員毎にIDとパスワードを付与し、適切な管理を行うと共に、端末操作ログの記録を行い不正な使用を抑止する ・さらに、平成29年4月～、ユーザIDとパスワードに加えて、生体情報(指静脈)による認証の導入により、セキュリティ確保に努めている
ファイル取扱いの委託 (不正な入手、不正な使用、不正な提供、不正な保管・消去等のリスク)		・契約書等に個人情報取扱いの措置について規定 ・委託先が個人情報を取扱う場合は、特定の作業場所で行うこととしている ・個人情報の外部への持ち出しを禁止している
特定個人情報の提供・移転 (不正な提供、不適切な方法の提供、誤った情報の提供の等のリスク)		・提供を行う媒体の授受・運搬について、手順が定められている ・番号法に基づき認められる情報のみしか提供ができない仕組みとなっている ・庁内連携による移転は、番号法に基づき認められる情報のみを、認められる移転先のみにはしか移転できない仕組みとしている
情報提供ネットワークシステムとの接続 (目的外の入手、安全でない方法による入手、情報が不正確、情報の漏えい・紛失・不正な提供・不適切な方法での提供、誤った提供等のリスク)		・情報提供ネットワークシステムとの接続は行わない
特定個人情報の保管・消去 (情報の漏えい等、古い情報のまま更新されない、情報が消去されない等のリスク)		・保管場所の入退出管理等の物理的対策及びOSのセキュリティパッチの適用等の技術的対策を実施 ・データについては、保存期間の経過後システムにてデータベースより削除する
IV その他リスク対策		
◎記載の視点 Ⅰ、Ⅱの記載内容が正確かどうか、及びⅢにおいて記載したリスク対策が実際に行われているかどうかについての確認方法及び、事務従事者への教育内容について具体的に記載		
主な記載項目		概要
自己点検・監査		事務が評価書の記載内容のとおり運用され、かつ、リスク対策が実際に行われているかどうか、自己点検及び内部監査により確認する
従事者への教育・啓発		・セキュリティ実施手順を定めており、職員に対して研修・啓発を行っている ・委託業者に対しては、契約書等で必要な事項を定めている
V 開示請求、問い合わせ先		
◎記載の視点 特定個人情報の開示等の請求を行う場合の請求先等について具体的に記載		
主な記載項目		概要
開示請求、問い合わせ先		〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
VI 評価実施手続き		
◎記載の視点 評価手続について具体的に記載		
主な記載項目		概要
しきい値判断結果		基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付け
住民の意見聴取		パブリックコメント制度により実施